

令和6年3月29日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。	第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。） 81,290円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつて

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が172,550円を超えるときは、172,550円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。） 77,890円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつて

は、介護に要する費用として
支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が
規則 16—0 第 28 条の 2 の
表随時介護を要する状態の項
に該当する場合 (4)において
「随時介護を要する場合」と
いう。) において、一の月に
介護に要する費用を支出して
介護を受けた日があるとき
(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要す
る費用として支出された額
(その額が 88,980 円 を
超えるときは、88,980
円)

- (4) 随時介護を要する場合にお
いて、一の月に親族又はこれ
に準ずる者による介護を受け
た日があるとき (その月に介
護に要する費用を支出して介
護を受けた日がある場合に
あつては、当該介護に要する
費用として支出された額が 4
0,600 円 以下であるとき
に限る。) 40,600 円

は、介護に要する費用として
支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が
規則 16—0 第 28 条の 2 の
表随時介護を要する状態の項
に該当する場合 (4)において
「随時介護を要する場合」と
いう。) において、一の月に
介護に要する費用を支出して
介護を受けた日があるとき
(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要す
る費用として支出された額
(その額が 86,280 円 を
超えるときは、86,280
円)

- (4) 随時介護を要する場合にお
いて、一の月に親族又はこれ
に準ずる者による介護を受け
た日があるとき (その月に介
護に要する費用を支出して介
護を受けた日がある場合に
あつては、当該介護に要する
費用として支出された額が 3
8,900 円 以下であるとき
に限る。) 38,900 円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

第18 福祉事業関係

1～9 (略)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則16—3第19条の4の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病による障害の場合 ((3)、(5)又は(6)に該当する場合を除く。)

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1級 1, 435万円

イ 第2級 1, 395万円

ウ 第3級 1, 350万円

エ 第4級 865万円

オ 第5級 745万円

カ 第6級 620万円

キ 第7級 500万円

ク 第8級 320万円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

第18 福祉事業関係

1～9 (略)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則16—3第19条の4の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病による障害の場合 ((3)、(5)又は(6)に該当する場合を除く。)

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1級 1, 540万円

イ 第2級 1, 500万円

ウ 第3級 1, 460万円

エ 第4級 875万円

オ 第5級 745万円

カ 第6級 615万円

キ 第7級 485万円

ク 第8級 320万円

ケ	第9級	<u>255万円</u>
コ	第10級	<u>200万円</u>
サ	第11級	<u>150万円</u>
シ	第12級	<u>110万円</u>
ス	第13級	<u>80万円</u>
セ	第14級	<u>50万円</u>

(2)～(6) (略)

1.1 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則16—3第19条の5の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあつては、当該額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 通勤による死亡の場合

ケ	第9級	<u>250万円</u>
コ	第10級	<u>195万円</u>
サ	第11級	<u>145万円</u>
シ	第12級	<u>105万円</u>
ス	第13級	<u>75万円</u>
セ	第14級	<u>45万円</u>

(2)～(6) (略)

1.1 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則16—3第19条の5の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあつては、当該額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 通勤による死亡の場合

1, 045万円

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 1, 045万円

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の

1, 115万円

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 1, 115万円

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 730万円

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 420万円

12～16 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
(略)	(略)
法務省	(略) (削る) (略)
(略)	(略)

備考 (略)

区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 780万円

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 445万円

12～16 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
(略)	(略)
法務省	(略) <u>婦人補導院</u> (略)
(略)	(略)

備考 (略)

以 上

